

○国東市漏水に係る下水道使用料の減免取扱要綱

平成23年4月1日

告示第29号

改正 令和4年1月4日告示第2号

(題名改称)

(目的)

第1条 この告示は、国東市公共下水道条例(平成18年国東市条例第219号)第49条、国東市公共下水道条例施行規則(平成18年国東市規則第181号。以下「規則」という。)第14条、国東市特定環境保全公共下水道条例(平成18年国東市条例第220号)第49条及び国東市特定環境保全公共下水道条例施行規則(平成18年国東市規則第183号。以下「特環規則」という。)第20条に基づき、漏水等による場合の下水道使用料(以下「使用料」という。)の減免について必要な基準を定め、もって使用料徴収の適正化と円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 差引汚水量 検針時のメーター指示水量から前回検針時のメーター指示水量を差し引いた汚水量をいう。
- (2) 推定使用汚水量 検針不能及び漏水等の理由により、使用汚水量が不明の場合において、実際に使用したと推定される汚水量をいう。
- (3) 認定使用汚水量 差引汚水量又は推定使用汚水量により算定した下水道料金対象となる汚水量をいう。

(減免の対象)

第3条 この告示による使用料の減免は、規則第14条及び特環規則第20条によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する漏水とする。

- (1) 水道の所有者、使用者又は管理人(以下「水道使用者等」という。)が一般的な注意をしていても発見が困難であると認められる漏水
- (2) 受水槽又は高架水槽からの漏水で、水道使用者等が善良な管理をしたにもかかわらず故障が原因で発生した漏水であって、かつ、今後漏水警報装置の設置又は定期的な巡回点検等の励行を確約したもの
- (3) メーター取替に起因する漏水
- (4) 暴風雪又は大雪に関する気象警報及び低温注意報発令時における凍結による漏水で、水道使用者等が善良な管理を行っていたにもかかわらず、これを防止することが困難であったと認められる漏水

(令4告示2・一部改正)

(減免の対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、漏水減免を行わない。ただし、前条第1項第4号に該当する漏水についてはこの限りではない。

- (1) 蛇口からの漏水
- (2) 水洗便所の装置の故障による漏水
- (3) 屋内の湯沸し器及び附属給水器具等の故障による漏水
- (4) 不正工事によるものの漏水
- (5) 漏水箇所等の修理を故意に拒んだ場合の漏水
- (6) 漏水箇所が判明(地上で確認できるもの)しているにもかかわらず修理を怠った場合の漏水
- (7) 当該漏水の修理を国東市指定給水装置工事事業者が行っていないとき。
- (8) 漏水に係る給水装置修理完了日前1年以内に当該給水装置において漏水減免の対象となった修理を行っているとき。

(令4告示2・一部改正)

(減免の対象期間等)

第5条 漏水減免の対象となる期間は、1月とする。

(認定使用汚水量の算定等)

第6条 漏水減免による認定使用汚水量は、次の式により算定した汚水量を控除した汚水量とする。ただし、当該汚水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

対象期間内の差引汚水量－推定使用汚水量

2 推定使用汚水量は、次により算定する。

- (1) 漏水減免対象月に対応する前年同月の使用汚水量
- (2) 前年同月の使用汚水量が特別な事情により推定使用量とすることが不適切であると認められる場合等、前号により難しい場合は、漏水減免対象月前12月の平均使用汚水量
- (3) 前2号の規定による算定が困難な場合は、漏水修理をした月後3月の平均使用汚水量

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年1月4日告示第2号)

この告示は、公示の日から施行する。